

最高裁秘書第1639号

令和2年7月17日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村

慎



司法行政文書開示通知書

6月15日付け（同月17日受付、第020191号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

6月11日付け司法研修所事務局長事務連絡「分野別実務修習及び選択型実務修習の取扱いについて」（片面で3枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

令和2年6月11日

地方裁判所長 殿

地方検察庁検事正 殿

弁護士会会長 殿

司法研修所事務局長 染谷 武宣

分野別実務修習及び選択型実務修習の取扱いについて

(事務連絡)

新型コロナウイルス感染症への対応として、今後の分野別実務修習及び選択型実務修習について下記のとおり取り扱うこととしましたので、各実務修習庁会においても、これに基づいた対応を検討してください。

本事務連絡の内容については、各庁会の司法修習の指導担当者及び事務担当者にも周知してください。

記

1 分野別実務修習について

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等に伴い、分野別実務修習の一部について自宅学修としていただきましたが、各庁会においては、当研修所各教官室から提供した課題案や日本弁護士連合会から提供されたeラーニング研修用のコンテンツも活用して、司法修習生に対し実務的・実践的な検討を行わせる課題を与えていただいたことから、登庁等して行う修習とこのような自宅学修を組み合わせることによって、分野別実務修習の目的を相当程度達成することができたものと考えています。

もっとも、自宅学修の期間が長くなった場合には、実務の生の姿や法曹の活動の実際に触れて学ぶ機会が少なくなることは否定できないことから、これを補う

ため、後記のとおり、選択型実務修習を有効に活用することが相当であると考えられます。

2 選択型実務修習について

選択型実務修習は、司法修習生の主体的な選択により、分野別実務修習の成果の深化と補完を図り、又は、各自が関心を持つ法曹の活動領域における知識・技法の修得を図ることを目的とするものですが、主に後者の目的で外部の機関・施設等に受入れを依頼して実施するプログラムについては、受入先において新型コロナウィルス感染症に対応するために業務が繁忙となったり、感染拡大の防止が特に強く求められることなどへの配慮が必要となります。

そこで、外部に受入れを依頼することとなる全国プログラム及び自己開拓プログラムについては、全面的に実施を取り止めることとしました。また、各庁会が提供する個別修習プログラムで外部に受入れを依頼するものについても、原則として実施を取り止めるのが相当であると考えられます（各地域の状況等を踏まえてプログラム実施に問題がないと判断される場合には、受入先の了解を得た上で実施して差し支えありません。）。

このように、外部の機関・施設等でのプログラムの実施が困難であることに加え、前記のとおり、分野別実務修習の一部が自宅学修となり、実務や法曹活動の実際に触れて学ぶ機会を補うことが考えられることからすると、今期の選択型実務修習については、分野別実務修習の成果の深化と補完を図ることに重点を置いて実施するのが相当であると考えられます。

実務や法曹活動の実際に触れて学ぶ機会を補う方策として、具体的には、3庁会の協議により、各庁会における分野別実務修習の実施状況等を踏まえ、選択型実務修習の期間中に各庁会が提供する深化・補完型プログラムのうち、分野別実務修習に近いプログラム（通常事件修習、捜査・公判補完修習、ホームグラウンド修習等）を大幅に拡充し（募集人数の増加、プログラムの増設等）、司法修習生に対し、自宅学修となった分野についてのプログラムを選択するよう促すこと

などが考えられます。

各庁会においては、他庁会と協議の上、個別修習プログラムの日程や内容を再度検討、調整して、追加募集や再募集を行うとともに、上記の深化・補完型プログラムの拡充や司法修習生に対する選択の促しについて検討してください。選択型実務修習における受講プログラムの選択・決定等の事務が進められているところと思われますが、司法修習生が既に提出した申込みの撤回や変更等を希望する場合には、これに柔軟に対応してください。